

税務署受付印

耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書

※整理番号

2通提出
(添付書類含む)

令和 年 月 日	納 税 地	〒
	(フリガナ) 法 人 名 等	電話() -
	法 人 番 号	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	
	代 表 者 住 所	〒
	事 業 種 目	業

国税局長殿

連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法 人 名 等		※ 税 務 署 処 理 欄	整 理 番 号	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署) 電話 () -		部 門	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名			決 算 期	
	代 表 者 住 所	〒		業 種 番 号	
	事 業 種 目	業		整 理 簿	
				備 考	<input type="checkbox"/> 子署から送付物有
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		

次の減価償却資産について、法人税法施行令第57条第8項の規定の適用を受けることを下記のとおり届け出ます。

届出資産の取得をした日 の属する事業年度	1	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		
届 出 の 事 由	2	法人税法施行令第57条 第1項第1号 該当	法人税法施行規則第16条 第1号 該当	法人税法施行規則第16条 第3号 該当
届出資産の種類及び名称	3			
同 上 の 資 産 の	所 在 す る 場 所	4		
	みなし承認を受けようとする 使用可能期間 (付表のo)	5	年	
	未経過使用可能期間 (付表のp)	6	年	
既承認資産に係る「耐用年数の短縮の 承認通知書」の文書番号及び発行年月日	7	法第 号 平成・令和 年 月 日 ※既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写しを添付する場合は、 この欄に記載する必要はありません。		
参 考 と な る べ き 事 項	8			

添付書類 「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」(付表)

税 理 士 署 名	
-----------	--

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-----

耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を 同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人が、既に耐用年数の短縮の承認を受けている減価償却資産（以下「既承認資産」といいます。）と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産（以下「届出資産」といいます。）を新たに取得した場合等に、その新たに取得した減価償却資産について、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとする場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。
- 2 この届出書は、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に2通提出してください。
 なお、この届出書はみなし承認を受けようとする届出資産の取得をした日の属する事業年度又は連結事業年度の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限（法人税法第72条の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限とし、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法第81条の20第1項の規定による仮決算をした場合の連結中間申告書を提出するときはその連結中間申告書の提出期限とします。）までに提出する必要があります。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。

- (1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「届出資産の取得をした日の属する事業年度1」欄には、届出資産を取得した日の属する事業年度又は連結事業年度を記載してください。
- (3) 「届出の事由2」欄には、既承認資産の承認事由が、法人税法施行令第57条第1項第1号、法人税法施行規則第16条第1号又は同条第3号（法人税法施行令第57条第1項第1号及び法人税法施行規則第16条第1号に係る部分に限ります。）に掲げる事由のいずれに該当するかについて、該当する号を○で囲んでください。なお、届出に当たっては、届出資産が法人税法施行令第57条第8項又は法人税法施行規則第18条第3項各号に掲げる要件を満たしている必要がありますので御注意ください。

届出資産の要件は、既承認資産の承認事由に応じ、それぞれ次のとおりとされています。

既承認資産の承認事由		届出の対象となる減価償却資産
1	その材質又は製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の減価償却資産の通常材質又は製作方法及著しく異なること (法人税法施行令第57条第1項第1号)	左の既承認資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産 (法人税法施行令第57条第8項)
2	その構成が同一種類の他の減価償却資産の通常構成と著しく異なること (法人税法施行規則第16条第1号)	左の既承認資産と構成を同じくする減価償却資産 (法人税法施行規則第18条第3項第1号)
3	上記1又は2に準ずる事由 (法人税法施行規則第16条第3号)	左の既承認資産と材質若しくは製作方法又は構成に準ずるものを同じくする減価償却資産 (法人税法施行規則第18条第3項第2号)

- (4) 「届出資産の種類及び名称3」欄には、届出資産につき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表又は平成20年改正前の耐用年数省令（以下「旧耐用年数省令」といいます。）別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載してください。
- (5) 「同上の資産の（4～6）」欄には、届出資産につき、その所在する事業所名及び所在地、みなし承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の年数をそれぞれ記載してください。
- (6) 「既承認資産に係る『耐用年数の短縮の承認通知書』の文書番号及び発行年月日7」欄には、既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の右上に記載されている文書番号及び発行年月日を記載してください。ただし、「耐用年数の短縮の承認通知書」の写しをこの届出書に添付する場合は、この欄を記載する必要はありません。
- (7) 「参考となるべき事項8」欄には、既承認資産の承認事由が法人税法施行令第57条第1項

第1号によるもの又はこれに準ずるものである場合において、既承認資産及び届出資産の材質又は製作方法を簡記してください。(例：事務所等として定着的に使用する建物を、通常の建物とは異なる簡易な材質と製作方法により建設している等)

(8) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(9) 「※」欄は、記載しないでください。

4 届出書の提出に当たっては、「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」(附表)を添付してください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。